

〈資料〉

フランスにおける育成扶助・親権委譲・ 親権喪失 (retrait) 制度について

安 見 ゆ か り

第1章 はじめに

第2章 フランスにおける育成扶助処分の紹介

　第1節 育成扶助処分概要

　第2節 処分の対象者および処分内容

　第3節 育成扶助処分に関する手続

第3章 フランスにおける親権行使の委譲と親権の喪失

　第1節 親権(行使権)の委譲とは

　第2節 親権の喪失 (retrait)

　第3節 親権(行使権)の委譲および喪失の手続

　第4節 小括

第4章 総括

第1章 はじめに

近年我が国では児童虐待に対する法制度が検討・新設される等、児童の権利保護についての関心が高まりつつある。

実はフランスは早くから児童の問題に取り組んできた先進国であり、既に多様な制度を用意している。そこで以下では、今後の我が法制において多少とも参考になるであろうとの観点から、フランスの親権概念および若干の制度を紹介する。

フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失 (retrait) 制度について（安見）

フランスにおいては、親権は、子の利益を目的とした①子の身上監護権および②財産に関する親の権利・義務の総体と考えられている。このうち身上監護権はさらに監督権と教育権に二分され、監督権には①子の居所指定権、②子の交渉や交際の監督権、③健康保護権などが含まれ、教育権には④子の教育形態や宗教選択権、⑤就学義務保障権などが含まれる¹⁾。

このようなフランスにおける親権は、民法典第372条および第373-2条により、婚姻中は両親の共同行使により、親の別居や離婚後は双方の親により行使されることが定められている。

実はこの親権の行使形態等をめぐっては、多様な裁判所の関与が認められている。その原則的規定は民事訴訟法典第5章第1070条以下に存在するが、同法典第9章にも特別手続が定められている（民訴法典第1179条）²⁾。したがって民事訴訟法典の条文を素直に読めば、親権に関する事件は①原則として第5章に定める家族事件裁判官の管轄に属するが、②事件類型に

1) 本稿の訳語は、基本的にフランス民事訴訟法研究会において検討・確定したものに従っている。本稿に関する本研究会の翻訳については、育成扶助処分については、フランス民事訴訟法研究会「フランス民事訴訟法翻訳〔5〕」国際商事法務第38巻第11号1419頁を、親権（行使権）の委譲等については、同研究会「同翻訳〔6〕」同誌第38巻第10号1559頁を参照されたい。なお国際商事法務の連載における脚注記載文献の他 F. Terré et D. Fenouillet, *Droit civil*, Dalloz, 2009等を参照した。

2) 民事訴訟法典第5章は家族事件裁判官の手続について定めるものであり、第1070条は家族事件についての土地管轄を定める規定である。また同章第1071条以下は、親権に関する裁判手続の原則的行使方法を定める。なお家族事件裁判官が取り扱う対象事件は民法典に定められ、民法典第9編「親権 (TITRE NEUVIÈME DE L'AUTORITÉ PARENTALE)」第1章「子の身上に関する親権 (CHAPITRE PREMIER DE L'AUTORITÉ PARENTALE RELATIVEMENT À LA PERSONNE DE L'ENFANT)」第1節「親権 (SECTION PREMIÈRE DE L'AUTORITÉ PARENTALE)」第1款「親権の行使 (DE L'EXERCICE DE L'AUTORITÉ PARENTALE)」第3小款「家族事件裁判官の関与」(DE L'INTERVENTION DU JUGE AUX AFFAIRES FAMILIALES) 第373-2-6条である。委譲の家族事件は、家族事件裁判官によって取り扱われ、評議部に申し立てられ、評議部で審理され、判決される（民訴法典第1074条）。なお家族事件裁判官は、家族事件のレフェレ事件や準備手続についても取り扱う（民訴法典第1073条）。

よっては第9章の特別規定が定める大審裁判所の非訟事件の手続に服し、また③第9章に定められた大審裁判所の争訟事件としても処理される。

親権に関する紛争類型のうち、主なものは民法典第9編「親権 (TITRE NEUVIÈME DE L'AUTORITÉ PARENTALE)」第1章「子の身上に関する親権 (CHAPITRE PREMIÈR DE L'AUTORITÉ PARENTALE RELATIVEMENT À LA PERSONNE DE L'ENFANT)」第1節「親権 (SECTION PREMIÈRE DE L'AUTORITÉ PARENTALE)」第1款「親権の行使 (DE L'EXERCICE DE L'AUTORITÉ PARENTALE)」第3小款「家族事件裁判官の関与」(DE L'INTERVENTION DU JUGE AUX AFFAIRES FAMILIALES) に掲げられている。また財政的援助については、社会福祉活動・家族法典に実体規定が存在する。

フランスの親権制度は、このような諸々の実体規定および手続規定により非常にきめ細かく区分され、その概要を紹介することは、わが法制における児童の権利保護を検討するうえで、新しい着眼点を与えることであろう。

そこで本資料は、とくに身上監護に関するフランスの育成扶助・親権(行使権)の委譲・親権喪失制度の3制度について紹介することとした。ただ今回は、筆者の能力的時間的制約により、手続紹介に必要な範囲でのみ、制度概要の紹介をさせて頂くにとどまり、旧法下の状況及び運用実態等の詳細は今後の研究に委ねることとする。

この観点から本資料では、まず次章で育成扶助制度を概観し、第3章で親権(行使権)の委譲・喪失(retrait)制度を紹介し、最後に若干の感想を述べることとする。

なお本資料は、平成22年度に民事紛争処理基金の補助を受け、平成23年1月9日に青山学院大学において開催されたフランス民事訴訟法典研究会の公開研究会の成果報告であり、そこでの意見を受けて、多少の加筆・修正を加えたものである。

第2章 フランスにおける育成扶助処分の紹介

第1節 育成扶助処分概要

育成扶助処分³⁾とは、1935年10月30日デクレロワにより創設され、1958年12月23日オルドナンス⁴⁾および1970年6月4日法律によって整備された制度である。これは未成年者⁵⁾が、健康・安全もしくは精神上の危険にさらされ、または教育条件を深刻に侵害されている場合に、子の利益に沿った身上監護を確保するために設けられた制度である。

この処分を行う必要性の判断は、児童裁判官に専属する。児童裁判官とは、大審裁判所に所属する、児童（18歳未満）の事件を専門的に取り扱う裁判官をいう⁶⁾。

育成扶助処分の内容については次節で詳述するが、この処分は子の利益を重視するもので、問題となる子に極力現在の環境の下での生活を維持し（例外的に外部の第三者に子を預け入れる場合を認める）、常に両親の親権を維持して、子を健全に育成することを目的とするものである。論理的に

3) 制度名称の訳語は、基本的に、フランス民事訴訟法研究会で確定したものによる。

4) 従来の刑事法 (droit correctif) 的要素を取り除き、育成扶助処分制度の基礎を確立した。

5) 18歳未満の者。ただし16歳以上の者で親権から解放されている場合を除く。

6) Juge de l'enfantについて、国際商事法務の連載においては「少年事件裁判官」と訳していたが、1月9日の公開研究会の席で、「少年事件裁判官」という呼称は、取り扱う事件の性質に誤解を招き、また性別を限定する印象を与えるとの意見があり、今後は「児童裁判官」と訳すこととなった。なお山口俊夫編『フランス法辞典』（東大出版会、2002年）によれば、児童裁判官は、刑事、民事、社会保障分野において、未成年者に関する事件についての管轄権を持つ大審裁判所裁判官をいう。刑事においては、未成年者の軽罪および違警罪を管轄する。民事においては、未成年者の健康、安全、精神が危険な状態におかれている場合または育成条件が著しく損なわれている場合に育成扶助処分を命じる。また社会保障においては、未成年者保護のための社会的保障給付開始を決定し、実施の監督をする。また同書によれば、社会的保障給付 (tutelle aux prestations sociales) とは、社会保障給付が受益者のために利用されない場合に、後見裁判官 (juge des tutelles) が社会保障給付後見人 (tuteur aux prestations sociales) を選任し、この者に社会保障給付が支払われるよう社会保障給付機関に命じる制度であるという。

は両親の親権を奪うものではなく、単にその行使の自由を制約するに過ぎない。したがって民法典第375-8条に定められた両親の生活保持義務等も、この処分の期間は両親に帰属し続ける。またこの処分はあくまでも暫定的処分であり、必要に応じて処分内容も柔軟に変更される（民法典第375-6条）。わが国には存在しない、フランス独自の制度である。

第2節 処分の対象者および処分内容

1) 育成扶助の処分内容

育成扶助処分には大別して下記の二段階があり、両親および子にとって影響が少ない処分から優先的に命じられることになっている。

第一段階は、子の現在の環境における維持 (*Le maintien de l'enfant dans son milieux actuel*) である。

民法典第375-2条は、児童裁判官に対して、可能な限り (*chaque fois qu'il est possible*)、未成年者を現在の環境にとどめる旨を命じている。この処分は、両親の親権を尊重すると同時に、生活の急変が未成年者に与える心的外傷に配慮したものである。したがってこの方法が原則的形態となっている。

ところで子を現在の環境に留め置く場合、両親に対しては、二形態の援助が与えられる。

まず一つめは、裁判官が、資格を有する個人または特別の機関を指名して、この者らによって、問題とされている家族に対し、援助と助言を与えるという形である。ここで指名された第三者は家族に援助と助言を与える職務を負い、かつ判決結果の実施状況を監視して、裁判官に定期的に報告する義務を負う（民法典第375-2条第1項）。

二つめは、公共衛生施設や教育施設との交流を命じるものである。もつとも裁判官が採れる処分は、公共衛生施設や教育施設との関係に限られず、例えば子の現在の環境への留め置きを、医学的検査の実施結果に服せる、などということも可能である。

育成扶助処分の第二段階は、子の預入れである。これは、子を現在の環

フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失 (retrait) 制度について（安見）
境から切り離し (retrait)，他の第三者に委ねる処分をいう（民法典第 375–3 条，同法典第 375–4 条）。子が委ねられる第三者は，たとえば他方の親，家族構成員の中の他の者，信頼がおける第三者 (*digne de confiance*) であったりする。また特別な施設または公衆衛生および教育施設 (*établissement sanitaire ou d'éducation*)，さらには社会的援助局 (*service départemental de l'Aide sociale à l'enfance*) という場合もある。

もっとも育成扶助処分の目的は，本来子を血縁関係的な心の交流の下で，正常に育成することにある。したがって子を預入れられる第三者には，おのずから優先順位が存在する。つまり第一に他方の親が指名され，この者がいないときは家族構成員が指名され，最後に他人が指名されるのである。

なお以上の第三者以外の諸施設が子を受け入れた場合には，この諸施設は，子の受入家族または扶養する親を指名する義務を負う。

以上の処分は，未成年者および家族の宗教的または哲学的信条に配慮して行われなければならない（民訴法典第 1200 条）⁷⁾。

2) 育成扶助処分の範囲（対象者および期間）

育成扶助の裁判は，同一の親権に属するすべての子について行われる場合もあれば，特定の者に対してのみ行われる場合もある（民法典第 375 条第 2 項）。対象とされる子の年齢・人格・境遇に応じて，多様な援助が行われる。

民法典第 375 条は，育成扶助の処分が長期化しない旨を示しながら，処分のとられる期間を定めるべきことを命じている。また同条は，育成扶助の処分が，施設又は他の機関によって実施される場合は，上限を 2 年に制限している。ただしこの処分は，裁判官によって理由を付された裁判があれば，更新することができる。

7) なお預入れについては 2 年が一応の目安期間であるが（民訴法典第 1199–1 条第 2 項，同第 1200–1 条第 2 項）この期間は更新されることがある（同第 1200–1 条）。

なお育成扶助処分は本質的に暫定的な処分であり、いつでも職権または申立権者（両親の共同申請、検察官、未成年者自身など）による申立てによって、処分を修正または撤回できること、冒頭で述べたとおりである（民法典第375-6条）。

第3節 育成扶助処分に関する手続

1) 手続開始要件

育成扶助処分に関する手続は、次に紹介する親権（行使権）の委譲および親権喪失制度の手続においても広く準用されている。そこで以下でその手続の概要を示し、手続保障の観点から若干の感想を述べることとする⁸⁾。

育成扶助処分の申立要件は、民法典第375条が規定する。本条にしたがえば、第一に未解放の未成年者の健康・安全・精神が危険にさらされている場合、第二に未成年者の教育条件が危険にさらされている場合に、育成扶助処分が児童裁判官⁹⁾に申し立てられる。いずれの要件も児童裁判官の専権的評価に属する¹⁰⁾。

このうち第一の要件は、未成年者が生きる上で不可欠の利益が危険にさらされていることを意味し、具体的には、親権者が医学的治療方法を誤った場合や、親の宗教に従った生活条件が子の心理状態に危険を与える場合、両親の子への対応が子の安全を危険にする場合などをいう。児童裁判官は、危険(risque)が明らかでなくとも、育成扶助処分に必要な危険(danger)は

8) フランス民事訴訟法典の条文訳については本研究会による国際商事法務の連載を参照されたい。

9) 子が壳春に身をゆだねる場合は、必ず係属されるようである。

10) 児童の育成扶助処分については児童裁判官の管轄であるが、離婚の際に子の監護権者を定めるのは離婚裁判官の権限に属し、親権の行使方法に関する事件は家族事件裁判官の管轄に属する。そこで三者の管轄の抵触が問題となる。

この点について民法典第375-3条は、家族事件裁判官や離婚裁判官によって、親権行使方法の宣言または第三者への預入れの裁判、監護権者の選任の裁判の後に、未成年者にとって危険を生じる性質の新事実が問題となつた場合についての調整を規定している。

フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失 (retrait) 制度について（安見）

存在するとして、育成扶助制度を予防的に運用しているとされる。

また第二の申立要件である「教育条件の重大な侵害」とは、たとえば両親によって選択された教育を進めると、子を危険に直面させる場合などをいう。もっとも育成扶助処分の適用に際しては、未成年者と家族の宗教的・哲学的信念を十分に斟酌すべきことが、民事訴訟法典第 1200 条で定められているので、この要件審査は慎重に行われるべきである¹¹⁾。

2) 管轄、申立権者、手続の冒頭

ア) 育成扶助処分を管轄する地および申立権者は、民事訴訟法典第 1181 条以下に規定されている。

民事訴訟法典にしたがえば、土地管轄を有するのは、父、母、後見人、子が預けられた個人または施設の所在地、それが存在しなければ未成年者が居住する地の児童裁判官である（民訴法典第 1181 条）。また申立権者は、父、母、後見人、子が付託された者または施設である。

これらのうち、両親の申請は共同でも単独でもよい。また子が預けられた第三者も、両親による親権行使が未成年者を侵害しかねない場合には手続を係属することができる。

注目されるべきことは、育成扶助処分においては、未成年者自身による裁判官への事件係属が認められることである。これはフランス民事訴訟法の原則に対する重大な例外と位置づけられている。というのは、フランスでは、未成年者を絶対的訴訟（行為）無能力者および非訟手続行為無能力者であると位置づけ、未成年者を第三者による提訴から保護する一方で、未成年者に対しては、自己に関係するすべての手続において尋問される権利を認めることで未成年者の意見を反映する形で、その保護をはかっているからである¹²⁾。

11) フランス民事訴訟法典については、本研究会の翻訳を参照いただきたい。

12) この点に関して拙稿「フランスにおける未成年者の尋問請求権（証人としてのアクセス権）について—未成年者の手続権保障制度検討の準備作業として—」上北古希 85 頁参照。

このように育成扶助処分の手続が、未成年者本人、未成年者が預け入れられた第三者によって開始される点については、未成年者の利益を保護する手段として、一定の評価を与えられているようと思われる。

イ) 申立手続が開始されると、子の保護を職責とする共和国検事、および申立てをしなかった他の申立権者（父、母、後見人、子を預かった者または機関の代表者。以下「関係人」と呼ぶ。）に対して、手続開始の通知が行われる（民訴法典第1182条第1項）。

関係人への呼出状の送付に際しては、弁護士に補佐される権利、または職権で補佐人を選任してもらう権利（民訴法典第1186条第1項で認められている）が伝えられる。また同時に、この者らの弁護士による記録の閲覧権（民訴法典第1187条第1項第2項）および事件係属の理由が通知される（民訴法典第1182条第4項）。

また関係人の弁護士選任の権利は、呼出状の送付時のみならず、関係人の最初の聴取においても再度伝えられる（民訴法典第1186条第2項）。

なお弁護士の指名は、事理弁識能力を有する未成年者または両親によって請求されるときは、強力な権利として扱われる（民訴法典第1186条）。逆にこの者らの請求が存在しない場合には、裁判官は職権で弁護士を指名する義務を負わない。

3) 審理手続

弁論期日は、管轄区域内にある児童裁判所¹³⁾または小審裁判所所在地において行われ、この弁論期日の少なくとも8日前には、父、母、後見人または子を預かった者もしくは機関および当事者の補佐人、さらに必要な場合には未成年者に対しても期日呼出が行われる（民訴法典第1188条）。

弁論期日においては、児童裁判官は、未成年者、父および母、後見人または子を預かった者、もしくは機関の代表者、ならびに聴取が有用と思わ

13) 児童裁判官は、単独で、または児童裁判官と30歳以上の男女2名の参審員によって構成された裁判所において審理する。

フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失 (retrait) 制度について（安見）
れるすべての者を審問し、さらに当事者の補佐人（弁護士）にも意見を審問する。

なお手続開始が誰の手によるものであっても、児童裁判官は、父、母、後見人、子を預った者または機関の代表者および事理弁識能力ある未成年者を審問しなければならない。さらに必要があれば、児童裁判官は他の者を審問することもできる（民訴法典第 1182 条第 2 項、同 3 項）。

利害関係人の弁論の後で検察官の意見が述べられ、評議部（非公開）において、審理が行われ、判決が言い渡される（民訴法典第 1189 条）¹⁴⁾。

この本案の裁判は、裁判から 8 日以内に、父および母、後見人、子を預かった者もしくは機関、ならびに未成年者の補佐人、さらに未成年者が 16 歳以上の場合には、原則としてこの未成年者にも送達される（民訴法典第 1190 条第 1 項第 2 項）。そしてこの送達は、共和国検事に通知される（民訴法典第 1190 条第 4 項）。

4) 記録の閲覧、控訴等

記録は、未成年者の弁護士、両親の弁護士、子を預けられた個人や施設の弁護士によって閲覧ができる。さらに両親および事理弁識能力のある未成年者については、この者らが直接閲覧することも認められている（ただし事理弁識能力のある未成年者は、父、母または子の弁護士立会いの下で記録閲覧権が認められる。民訴法典第 1187 条第 3 項）。

記録は、審理終結後に共和国検事に交付される。これに対して共和国検事は、意見を付すか、弁論にて意見を表明する旨の表示をした後に、児童裁判官に返却する（民訴法典第 1187 条第 6 項）¹⁵⁾。

14) この本案についての判決は、未成年者の仮の預入れまたは収容処分を命じた場合には、仮の処分を命じる裁判から 6 ヶ月以内に行われなければならないが、共和国検事の意見を聞いた後には、6 ヶ月を超えない期間だけ延長することも認められている（民訴法典第 1185 条）。

15) 検察官は公序の擁護者として子と家庭の問題を管轄する。

家族事件裁判官または後見裁判官のもとで係属する事件の当事者が、当該記録

この育成扶助処分の判決に対しては控訴が認められる¹⁶⁾。この裁判に対する控訴権者は、父、母、子を預かった者もしくは機関、未成年者、検察官である。控訴期間は、未成年者および検察官以外の者については送達の日から15日、未成年者については送達または裁判を知った日から15日、検察官については通知から15日である(民訴法典第1191条)。

またこの控訴に対しては、さらに検察官による破毀申立てが認められている(民訴法典第1196条)。

5) 仮の処分

育成扶助申立手続が開始されると児童裁判官は、職権または当事者もしくは検察官の申立てによって、未成年者およびその両親の人格および生活条件について、社会的調査、医学的検査、精神・心理鑑定等の情報収集処分を行うことができる(民訴法典第1183条)。

また児童裁判官には、教育的調査・指導処分を命じる権限も認められている(民訴法典第1183条)¹⁷⁾したがって児童裁判官は、必要性が明らかであれば、未成年者を受容・監視センターに仮に置くことを命じ、または現在の環境から取り出すことを命じることができる(民法典第375-5条および同法典第375-3条参照)。ただこれらの処分を命じる場合には、裁判官は利害関係人である父、母、後見人、子を預った者または機関の代表者および未成年者の弁論を進めなければならない。とりわけ子の預入れの場合にこの点についての違反があれば、両親その他上述の利害関係人の請求に

を閲覧する必要が生じた場合、記録は、児童裁判官から家族事件裁判官または後見事件裁判官へ送付され、写しがとられた後に児童裁判官に返却される。(民訴法典第1187-1条)。

16) 控訴手続は弁護士強制を伴わない手続に関する民事訴訟法典第931条から同法典第934条にしたがって提起される。

17) ただしこれらの手続および民法典第375-5条第1項に基づいて仮に未成年者を預入・監視センターに収容する場合などには、緊急の場合を除いて、事前に、父、母、後見人、子を預かった者または機関の代表者および事理弁識能力のある未成年者の聴取を行うことが必須の要件である(民訴法典第1184条第1項)。

フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失 (retrait) 制度について（安見）より、子を親元その他上述の利害関係人の元に戻すことになる（民訴法典第 1184 条）。

6) 手続保障の観点からの若干の小括

以上、2002 年 3 月 15 日デクレ以降の手続を紹介した。このデクレは、1970 年の育成扶助制度の改革によっては不十分であると考えられていた手続的側面について、改正を試みたデクレである。そのために条文から判断する限りにおいては、この改正後の法律による手続保障はかなり厚い。

まず申立段階であるが、事理弁識能力を有する未成年者に対して申立権を認めるという形で、フランスでは異例の手続的取扱いを採用している。未成年者に対するこの手続的取扱いは、様々な文献で引用されるほど特別なものである。

また育成扶助処分が申し立てられると、子の保護を管轄する共和国検事および申立てをしなかった他の申立権者（父、母、後見人、子を預かった者または機関の代表者）に対して、手続開始の通知（民訴法典第 1182 条第 1 項）および事件の係属理由が伝えられ、さらに弁護士により補佐される権利が伝えられる。

この弁護士選任の権利は、呼出状の時点だけでなく、関係人の最初の聴取に際しても重ねて伝えられる（民訴法典第 1186 条第 2 項）。

また弁護士による補佐が両親および事理弁識能力を有する未成年者から請求された場合は、裁判官は職権によっても探すべきことが義務付けられる。

このように、利害関係人が弁護士によって補佐を受けられる権利を複数回にわたって通知し、さらに一定の者に対しては弁護士を職権によっても確保させるという在り方は、手続保障の在り方として非常に厚いものといえよう。

また両親や未成年者の審問に見られるように、裁判官が本人の意見を聞く機会が保障されている。

このように弁論権の保障をされた関係人は、自らの意見陳述結果や、他者の意見陳述結果および裁判官の見解を、弁護士による記録の閲覧という形で認識することができ、さらに両親および一定の未成年者自身については、直接に記録を閲覧することまで認められている。ここでも、弁論権の行使およびその記録とチェックを担保する制度に、厚い手続的配慮が感じられる。

さらに育成扶助処分に対しては控訴が開かれている。仮の処分をも含めて、児童裁判官の行う判断の重大な影響に鑑みて、控訴院で再度検討する道を開いているのである。

以上の点を総合的に検討すれば、育成扶助処分についての手続は、少なくとも2002年デクレを経た後は、かなり手続保障に配慮したものといえよう。この育成扶助処分は、以下に述べる親権（行使権）の委譲および親権喪失手続においても準用されており、非常に重要な手続的意義を有するものである。

第3章 親権（行使権）の委譲および親権喪失

第1節 親権（行使権）の委譲とは

1) 親権（行使権）の委譲制度概要

親権（行使権）の委譲¹⁸⁾とは、親権行使権を第三者に委ねる制度である。

18) 原語は *délégation* である。国際商事法務の連載においては、訳語が「委譲」と「代行」に分かれてしまった。本研究会では *délégation* の訳を「委譲」に統一しており、ここでも「委譲」と訳す。また「retrait」について、国際商事法務の連載当時は「剥奪」と訳していたが、本稿では、フランスが1996年改正法において、従来の *déchéance* の用語を廃止し *retrait* という表現に変えたことに配慮し、剥奪という訳語を変更し、法的評価を伴わない「喪失」という訳語を用いることにした。したがって親権（行使権）の委譲および親権喪失（条文訳では剥奪）の部分の条文訳は下記の通りである。

国際商事法務 Vol. 38, No. 11 (2010) (1560頁、筆者担当分)

第1201条（削除）

第1202条

親権の全部または一部の剥奪（喪失）（「喪失」およびアンダーラインは筆者挿

フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失 (retrait) 制度について (安見)
そもそもフランスでは親権は公序に属し、放棄や譲渡が認められない。
わずかに養子縁組の同意等が、例外として認められるにすぎなかった。

入) の申立ては、その訴権が行使された直系尊属が居住する地の大審裁判所に行われる。

2 親権委譲の申立ては、未成年者が居住する地の家族事件裁判官に行われる。
第 1203 条

裁判所または裁判官は申請によって事件を受理する⁴⁸。当事者は弁護士の関与を免除される。申請は、共和国検事に提出することもでき、共和国検事は裁判所または裁判官にこれを送付しなければならない。

第 1204 条

申立てが、親権の全部または一部の剥奪(喪失) (「喪失」およびアンダーラインは筆者挿入) を目的とし、かつその申立てが検察官、家族構成員、または子の後見人からなされているときは、申請は、書記によって、その訴権を行使された直系尊属に対して、送達される。

第 1205 条

裁判所または裁判官は、職権によても、あらゆる有用な調査、とりわけ第 1183 条に定められた情報収集処分を行い、または行わせることができる。このために、裁判所または裁判官は、少年事件裁判官に委託することができる。

2 一人または複数の子に対して育成扶助の手続が行われたときには、その記録は、裁判所または裁判官に伝達される。

第 1206 条

共和国検事は、未成年者の家族の状況およびその両親の人間性に関して有用と認める情報を収集する。

第 1207 条

訴訟手続の進行中、裁判所または裁判官は、親権の行使に関するあらゆる仮の処分を命じることができる。

第 1208 条

裁判所または裁判官は、父、母、後見人または子を預かった者もしくは機関の代表者、およびこの者の聴取が⁴⁹、裁判所または裁判官にとって有用と思われるあらゆる者を審問⁵⁰する。

2 事件は、評議部で審理され、判決される。弁論⁵⁰は検察官の前で行われる。
第 1209 条

状況に応じて、少年事件担当裁判官の権限と義務を、裁判所または家族事件裁判官が引き受ける場合には、第 1186 条、第 1187 条第 1 項、第 1188 条第 2 項、第 1190 条第 1 項および第 4 項、第 1191 条および第 1193 条第 1 項、第 1194 条から第 1197 条の規定が、親権の委譲または全面的もしくは部分的剥奪(喪失) (「喪失」およびアンダーラインは筆者挿入) に関する手続に適用される。

第 1210 条

委譲または剥奪(喪失) (「喪失」およびアンダーラインは筆者挿入) された親

したがって、親権(行使)の委譲制度は、親権行使を第三者にゆだねることができる例外的制度として位置づけられてきた。

このような中、2002年3月4日法律は、民法典第377条以下で委譲制度を整理した。

この2002年改正法にしたがえば、委譲制度は①親の意思による委譲と、②強制的委譲とに簡素化されている。つまり両親の希望により、子を受け入れる第三者に親権(行使権)を委譲する場合(①)と、両親の意思とは無関係に、第三者からの申立てによって第三者が子を受け入れる場合(②)とに二分されるのである。これらの委譲については、いずれも家族事件裁判官の管轄に属する。

このうち①両親の意思による委譲とは、たとえば両親の旅行や海外出張、重病、入院などの際に利用されるもので、その手続は家族事件裁判官に対する委譲者(両親)の申請により開始され、家族事件裁判官が審理の結果、申立てにかかる処分を必要と判断した場合に、判決によって認められるものである。

これに対して強制的委譲とは、2002年3月4日法律以前から存在し、子が一年以上親によって無関心な扱いを受けた場合に、両親が子を預けた第三者から、親権の委譲を請求することを認める制度であった¹⁹⁾。この規定は、親権を放棄しないまま失踪した親によって子を受け入れられた第三者を予定していた。

遺棄された子を受け入れた個人や施設は、その地の行政権に対して8日以内に子の受入れを宣言し、この宣言によって受け入れられた子は国家によって住所を定められ、また行政によって1ヶ月の間、両親または後見人

権回復の申立ては、これらの権利を付与された者が居住する地の裁判所または裁判官に、申請によって行われる。申立ては書記によって、この「代わって親権を与えた」者に送達される。さらに、それは親権委譲の申立てを規律する規定に従う。

19) 判例は、要件である無関心は、故意又は自覺的行為を対象とし、この行為が委譲の請求の日に存在すべきであると考えていた。

フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失(retrait)制度について(安見)
を探索されることになっていた。そして子を受け入れた者は、3ヶ月が経過した時点で、家族事件裁判官に親権行使権の委譲の請求をすることを認められていた。

このような強制的委譲手続は、2002年3月4日法律以降は要件を整理され、下記の①②の事情が存在する場合に、第三者から家族事件裁判官に委譲を請求されるシステムになっている。

すなわち現行法の下で強制的親権委譲を申し立てられる状況とは、第一に両親によって①子が第三者(個人、施設、または社会援助サービス)に預けられた場合であり、第二に②子が、第三者に預けられる前に遺棄された場合である。この2つのうちのいずれかの事情があれば、委譲は両親の意思とは無関係に認められる。その場合、子を預けられた第三者または遺棄された子を預かった第三者は、家族事件裁判官に、両親の明白な無関心または両親による親権行使が全部または一部不可能なことを証明することによって、親権の全部または一部を取得することになる。

なお2002年3月4日法律は、従前は遺棄された子の委譲に関してのみ行われていた両親に対する審問を、すべての委譲の場合に行うこととした。その結果、両親の意思による委譲の場合にも、強制的委譲の場合にも、両親は裁判所の審理に召喚され、検察官が同席する前で審問されることになった。このように2002年デクレは、委譲における両親の手続保障をも厚くしたといえる。

2) 親権(行使権)の委譲の効果 (全面的委譲と部分的委譲)²⁰⁾

委譲が行われると、親権行使権は両親から受委譲者に移転する。その結果、両親は事実上親権を奪われることになる。ただこの委譲は、親権の属性全般に及ぶこともあるれば、部分的移転に過ぎない場合も存在する。

この部分的委譲は、再構成家族(たとえば子を有する親と婚姻した者が相手方の連れ子の親となる場合)の義理の親に対して、親権を付与する手

20) 民法典第376条以下参照。

段としても用いられるようである。

ところで親権（行使権の）委譲の制度は、限定的かつ暫定的なものである。というのは親権（行使権）の委譲は、受委譲者に対して、子の養子契約に合意する権限を付与しないし（民法典第377-3条），新たな状況が証明されるときは、新たな判決によって、委譲された親権が移転されることもあるからである（民法典第377-2条第1項）。この新たな判決による親権移転の場合の委譲先が、新たな第三者や機関の場合も存在する。

第2節 親権の喪失 (retrait)

親権の喪失は、1889年7月24日法律第1章（titre）“déchéance”（親の親権の非難されるべき懈怠に対する制裁として親権行使者から親権を剥奪する制度）を起源とする。déchéance制度はその後1970年6月4日法律を経て、1996年7月5日法律に至って、子の保護を目的とする現在の retrait（親権喪失）制度へと発展した。この親権喪失は、大審裁判所の裁判によってのみ認められる。

親権の喪失は、第1に民法典第378条を根拠として次の場合に行われる。それは刑事裁判官（juge répressif）によって宣言される場合である。

つまり刑事裁判官は①両親が、子の身上に関して犯された犯罪もしくは軽罪（虐待など）の本人、共同正犯、または共犯である場合、あるいは②両親が、子によって犯された犯罪もしくは軽罪の共同正犯である場合、または親が子の犯行を暗黙に了解していたとして有罪を命じられる場合には、この有罪判決と共に親権喪失を宣言することができる。以上の①②の場合には、両親が、子の安全を保証する義務や道徳教育義務を果たさない場合であり、親権喪失を十分に根拠付けるものと考えられている。とりわけ両親による子の身上に対する侵害が繰り返されないよう配慮すべき場合、または両親に改めて正しく教育義務を保証する意図が明らかに存しないようと思われる場合に、親権喪失が宣言される。

なお親権喪失は子の利益に基づくものであり、その適用対象は両親に限

フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失 (retrait) 制度について (安見)
定されない。したがって例えば祖父母のような、両親以外の他の尊属に対しても、この者らが上述の①②のような行為を行う場合には、子に対する身上関係を奪われることがある。

第2に親権喪失は、民事裁判所によても行われる場合がある。

それはまず①子の取扱いのますさ、アルコールの常飲や過度の消費、異常な習慣、配慮の欠如または指導の欠如などにより、両親の行動が明らかに子の安全・健康・精神を危険にさらす場合とされる(民法典第378-1条)。

同条の危険は存在すればよく、危険が明白である必要はない。この場合の親権喪失は、子の健康を見守るべき親の義務違反に基づいている。

第3に民事裁判所は本条を根拠として、刑事裁判官に関する上述の①②に該当する場合で、かつ刑事裁判官が親権喪失を望ましいと考えずに、または有罪判決の原因となった違法行為が、親権喪失の権限を刑事裁判官に認めないことから、刑事裁判官が親権喪失を宣言しなかった場合にも、親権喪失を宣言することができる。たとえば、刑事裁判所が、親に家庭の遺棄を理由として有罪判決を下しながら親権喪失を宣言しなかった場合などであり、この場合民事裁判所は、子の安全、健康、精神を明白な危険におく「配慮の欠如」があるとして、親権喪失を宣言することができる。

第4に民事裁判官は、②父と母が、自らの意思で、親権の行使を差し控え、または子に育成扶助処分を受けさせる義務を行使しない場合にも、親権喪失を宣言することができる(民法典第378-1条第2項)。

このような場合とは、たとえば育成扶助処分により子が第三者に託置された後に、両親がまったく面接交渉権や訪問権行使しなかった場合や、両親が自己の生活保持義務に反して自己と同一条件において、子の生活費や教育費を負担しなかった場合などである。

以上のような親権の喪失は、大審裁判所の刑事および民事裁判所において宣言されることになる。

第3節 親権(行使権)の委譲および喪失の手続

民事訴訟法典は、委譲及び喪失については一節を用意するのみで(民訴法典第1201条から同第1210条、ただし第1201条は削除されている。),管轄を除く多くの手続規定を、2002年に改正された育成扶助処分手続の準用に委ねているので(第1209条)、委譲及び喪失手続に固有の重要な規定は殆ど存在しない。

そこでまず、両制度に共通する規定について紹介した後に、特に実体法上重大な効果を招く親権喪失手続について若干の手続的補足を加えることとする。

1) 親権(行使権)の委譲および親権喪失についての管轄および審理手続

まず管轄についていえば、親権(行使権)の委譲を審理する裁判所は、未成年者が居住する地の家族事件裁判官であり(民訴法典第1202条第2項)、これに対して、親権の全部または一部の喪失については、親権喪失提起された直系尊属が居住する地の大審裁判所が管轄する(民訴法典第1202条第1項)。

手続の開始にあたって、当事者は、裁判所、または子や家族問題を管轄する共和国検事に対して、申請(書)を提出して手続を開始する。共和国検事が申請(書)を受理した場合には、委譲については家族事件裁判官に、喪失については大審裁判所に、申請書を送付しなければならない(民訴法典第1203条)。なお申立て内容が親権喪失で、検察官、家族構成員、子の後見人の申立てにかかる場合には、相手方に申立て書が送達される(民訴法典第1204条)。

委譲および喪失の手続においては、一般の民事手続のように、弁護士強制は適用されない(民訴法典第1203条)。裁判所は職権で、未成年者およびその両親の人格および生活条件に関して、社会的調査、医学的検査、精神・心理鑑定などのあらゆる情報収集処分を行うことができる(民訴法典第1205条1項)。またこの処分を児童裁判官に委託する権限も認められて

フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失 (retrait) 制度について (安見)
いる (民訴法典第 1205 条第 1 項)。

なお共和国検事も、有用と認める情報を収集する権限を有する (民訴法典第 1206 条)。

委譲または親権喪失の申立権者によって事件を受理した家族事件裁判官および大審裁判所は、弁論期日において、父、母、後見人または子を預かった者もしくは機関の代表者および聴取が有用と思われるあらゆる者を審問することができる (民訴法典第 1208 条第 1 項)。これらの利害関係人の審問は、評議部 (chambre du conseil) において行われ、事件の審理、裁判も評議部で行われる (民訴法典第 1208 条)。ただ弁論は検察官の前で行われなければならない (同条第 2 項)。

状況に応じて委譲に関する家族事件裁判官および喪失に関する大審裁判所は、児童裁判官の権限と義務を引き受けることができる。この場合、親権 (行使権) の委譲または親権の全面的もしくは部分的喪失に関する手続について、育成扶助処分に関する民事訴訟法典第 1186 条 (事理弁識能力ある未成年者、父、母、後見人、または子を預かった者もしくは機関の代表者の補佐人選任の権利とその伝達。), 同第 1187 条第 1 項 (弁護士による記録の閲覧。), 同第 1188 条第 2 項 (父、母、後見人、または子を預かった者もしくは機関の代表者、その補佐人への弁論期日の呼出しおよび通知。), 同第 1190 条第 1 項および第 4 項 (父、母、後見人、または子を預かった者もしくは機関、子の補佐人への裁判の送達および送達についての共和国検事への通知。), 同第 1191 条 (控訴の提訴権者と控訴期間。ちなみに父、母、後見人または子が預けられた者または機関は、通知 (notification) のときから 15 日の期間の喪失までであり、未成年者本人については、通知から、通知がなければ未成年者が裁判を知ったときから、15 日の期間の消滅までである。また共和国検事は、共和国検事に与えられた通知の交付のときから 15 日の期間の消滅までである。), 同第 1193 条第 1 項 (控訴手続が児童裁判官のもとで適用される手続および控訴院の少年事件担当部による評議部における審理・判決で行われること。), 同第 1194 条から第 1197 条 (控訴

院の裁判の送達、交付方法、検察官による破毀申立て、父および母の訴訟費用負担に関する処分。) が全面的に準用される(民訴法典第1209条)。また訴訟手続の進行中は、裁判官は親権行使に関するあらゆる仮処分を命じることができる(民訴法典第1207条)。

2) 親権の回復手続

委譲され、または喪失した親権(行使権)回復の申立ては、親権を付与された者の居住する地の家族事件裁判官または大審裁判所に対する申請書による申立てで開始される(民法典第377-2条、同第381条)。この申請書は、親権を付与された者に対して送達される。なお親権喪失回復手続の申立権者は、検察官、家族構成員、後見人である。

これらの手続は、親権(行使権の)委譲の申立てを規律する規定にしたがって行われることになる(民訴法典第1210条)。

3) 親権喪失に関する補足

これまで親権行使権の委譲および喪失に共通する規定を概観してきた。以下では、とりわけ重大な効果を生じる親権喪失手続について、若干の補足を加えることとする。

まず親権喪失の対象となる未成年者は、原則として、判決の時点で既に生まれていた、すべての未成年者である。未だ認知されていない子(*enfants non encore conçus*)および認知はされているものの未だ生まれていない子は、原則として親権喪失の対象とならない。

親権喪失の効果は、親権者から親権を完全に取り去ることである(民法典第379条)。それは広範にわたり、財産に関しても身上に関しても、およそ親権に付されたすべての属性および監護権に関するものに及ぶ。具体的には、子の監督および教育の権能、子の解放への同意権、子の養子への同意権、子の婚姻への同意権、法的管理、法定の財産享受などがあげられる。もっとも例外的には、親権の一部のみについて、親権喪失が宣言され

フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失(retrait)制度について(安見)
る場合もあるようである。

親権喪失は、全面的であれ部分的であれ、原則として暫定的な性質を有する(民法典第381条)。したがって父や母は、上述の回復手続にしたがつて自分たちの親権の回復(restitution)を望むことができる。この手続を管轄するのは、新たに親権を付託された者が居住する地の大審裁判所である(民訴法典第1210条)。親権回復を望む父や母は、親権喪失を宣言した判決から起算して1年の期間を経た後に、大審裁判所に回復の申請書を提出し、(喪失の時点と比べて)新たな状況にあることを証明して、親権を回復することになる(民法典第381条)。

親権回復請求が拒絶された場合、両親は再度の親権回復の申立てのために、さらに1年の期間を待たなければならない。また親権回復をした両親が、この者らだけで親権を行使することができないと判断される場合には、共和国検事が育成扶助処分を請求する権能を有する。この場合は、親権の回復と育成扶助処分が並存することになる(同条)。

このように親権喪失は原則として暫定的な性質を帯びるものと構成されているが、例外的に両親の親権が回復不可能な場合が存在する。それは、1966年7月11日の養子法改正により生じた民法典第381条第2項の場合である。それは、親権回復の申請書が大審裁判所に寄託される以前に、子が養子の目的で第三者に預入れされた場合に、親権回復が不可能である旨を定める規定であり、養子についての民法典第352条の当然の帰結に過ぎないと位置づけられている。

第4節 小括

これまで親権(行使)の委譲、親権喪失およびその回復手続について概観してきた。

いずれの手続も、かなりの部分で2002年デクレ改正以降の育成扶助手続を準用しており、手続保障は厚い。

ただ委譲と喪失では開始要件が異なり、また管轄裁判所の相違も存在す

るので、おそらく仔細に検討すれば、両制度の間にはかなりの手続的相違が存在するに違いない。ただこの点については今後の検討課題とさせていただきたい。

第4章 総括

以上フランスにおける子の権利保護処分について、手続を論じる上で必要最低限の範囲で概観した。

フランスには、本稿で紹介した育成扶助処分、親権委譲制度、親権喪失制度というように、未成年者を対象とする身上的・財政的側面からの多くの保護処分が存在し、問題を抱える家庭に様々な救済方法を用意している。これらのうち、本稿で紹介した身上保護制度を段階的に列挙すれば、まず①原則として子を従来の家庭環境におきながら、そこでの親権行使が望ましく行われるように、両親に援助または助言するという、児童裁判官による育成扶助処分があり、次に②親権を両親に維持しながら、親権行使権の一部または全部を第三者に移転する、家族事件裁判官による親権（行使権の）委譲制度が続き、最後に③両親の犯罪や不法行為、または親権行使の自発的懈怠などにより、子の安全・健康・精神が危険な状態に置かれる場合に、大審裁判所の刑事または民事裁判官によって行われる親権喪失制度が控えている。

このようにフランスは、子の利益の観点から、子の身上監護を保護するための様々な制度を重層的に用意している。またこれらの処分に至る手続は、2002年に手続を充実する目的で改正された育成扶助処分の手続を準用する結果として、手続保障に十分配慮したものといえよう。

家事事件についてのフランスにおける多様な管轄裁判官の存在及び分担についても、それぞれの処分権限に配慮して、児童裁判官から家族事件裁判官、大審裁判所へと管轄を変えているのであろう。おそらく児童裁判官による手続は機動的かつ柔軟であり、大審裁判所の手続は関係人の手続保障を重視した重い手続であると思われるが、フランスには、この他にも離

フランスにおける育成扶助・親権委譲・親権喪失(retrait)制度について(安見)

婚裁判官(財産分離裁判官)や後見裁判官が存在する。家族事件を取り扱うそれぞれの裁判官についての職責や権能については、今後の検討課題とさせていただきたい。

なお本稿では触れることができなかったが、フランスにおいては、さらに子供を抱える家族の経済的問題を援助するために、家計管理援助という制度が存在する。これは子供に関する援助金が、本来の給付目的通りに正しく用いられていない状況にある場合に、給付目的に応じて使われるよう監視する制度である。実体的な根拠条文は民法ではなくて、社会保障法典または社会福祉活動・家族法典に求められる。

フランスにおける、このような身上監護、財政面での援助制度が、現実にどこまで運用され、どれほどうまく機能しているかは、今後の研究課題である。少なくともフランスでは日本におけるより育児環境が恵まれているという声があり、他方でフランスが少子化を切り抜けたという実績もある。これらの点にかんがみれば、フランスの諸制度は、おそらくうまく機能しているものと思われ、その制度の紹介は、わが国の参考になるに違いない。

本資料は、冒頭でも述べたように、平成23年1月9日に、フランス民事訴訟法研究会が民事紛争処理基金の援助を受け、青山学院大学で開催した公開研究会の成果報告である。本研究会では、今後も継続的にフランス民事訴訟法典の翻訳作業を進める予定であり、今回の公開研究会が今後の研究の礎となることを願う次第である。